

【後期第9問】

甲はA国に存在するB旅行連盟に所属しており、同連盟から国際運転免許証の作成を委託されていたが、同連盟にはジュネーブ条約に基づく国際運転免許証(※)の発給権限が与えられていなかった。しかし、甲はこの事実を認識しながらも自ら使用する目的で国際運転免許証と酷似した文書(以下、「本件文書」という)を作成した。

本件文書の表紙には英語とフランス語で「国際運転免許証」等の文字が記載されており、同条約に基づく正規の国際運転免許証と酷似しており、一般人をして正規のものだと誤信させ得る媒体であったが、正規の国際運転免許証には必要な、発給国名・発給地名・発給年月日の記載が欠けていた。また、本件文書の表紙には、英語で「B旅行連盟」と刻された印章が印字されており、B旅行連盟なる団体がその発給者として認められるものであった。

その後甲は、正規に発給された運転免許証を所有していなかったにもかかわらず、数回にわたって本件文書を携帯して普通自動車の運転を行った。しかし、甲は自動車の運転に際して警察から運転免許証の確認をされたことはなかったため、外部に本件文書の提示をしたことはなく、単に本件文書を携帯して自動車の運転をしたのみであった。

甲の罪責を論ぜよ。

※国際運転免許証とは道路交通に関するジュネーブ条約(日本も締結国である)に基づき、同条約の締結国もしくはその下部機構の権限ある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体のみが発給することができる文書である。

参考判例：最高裁平成15年10月6日第二小法廷決定
最高裁昭和44年6月18日大法廷判決